

## 個人町・県民税の定額減税について

問合せ 税務課 町民税担当 内線242・243・436

国の経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年度税制改正において、令和6年度分の個人町・県民税において定額減税が実施されます。

**対象** 令和6年度個人町・県民税に係る合計所得金額が1,805万円以下の方で、個人町・県民税所得割の納税義務者  
**減税額** 納税者本人1万円

控除対象配偶者または扶養親族（国外居住は除く）1人につき1万円

**実施方法** 対象となる納税義務者の徴収方法に応じて、それぞれ次のとおり減税を実施します。

- ・**給与特別徴収** 令和6年6月分は徴収せずに、定額減税後の税額を令和6年7月分から令和7年5月分の11か月に分割して徴収します。
- ・**普通徴収** 定額減税前の税額をもとに算出した第1期分（令和6年7月1日納期分）の税額から定額減税を行います。このとき減税しきれない分については、第2期分以降から順次減税します。
- ・**年金特別徴収** 定額減税前の税額をもとに算出した令和6年10月分の特別徴収税額から減税し、減税しきれない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から順次減税します。

**その他** ふるさと納税の控除上限額の算出は、控除前の所得割額によって算出します。定額減税について、納税者本人が均等割（森林環境税）のみ課税者の場合は、対象となりません。

詳細につきましては、内閣官房ホームページ「定額減税・各種給付の詳細」をご確認ください。

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/shosai/index.html>



## 定額減税補足給付金（調整給付金）のお知らせ

問合せ 福祉課 社会福祉担当 内線263  
給付金窓口 ☎ (34) 7300  
受付：8時30分～17時15分（土日祝を除く）

定額減税しきれないと見込まれる方へ、その差額を1万円単位で給付します。

**対象** 定額減税の対象者で、定額減税しきれないと見込まれる方（調整給付金の対象となる方には、町からお知らせを送付します。）

**給付額** 納税義務者本人および控除対象配偶者を含めた扶養親族に基づき算定される定額減税可能額が、令和6年度分個人住民税所得割額または令和6年分推計所得税額を上回る場合に、上回る額を1万円単位に切り上げて算定した額を給付します。

**給付時期** 対象者へのお知らせ、送付時期および給付時期は現在調整中です。詳細が決まりましたら、町ホームページでお知らせします。

## グリーンカーテンフォトコンテストを開催します

問合せ 環境課 環境保全担当 ☎ (38) 0401  
✉ kankyo@town.sugito.lg.jp

町では、夏季の省エネにつながる「グリーンカーテン」を推奨しています。ご家庭や事務所でチャレンジした「グリーンカーテン」のフォトコンテストを開催しますので、ご自慢のグリーンカーテンの写真をご応募ください。

**対象** **個人部門** 令和6年度に、町内の自ら居住する住宅へグリーンカーテンを設置した方

**団体部門** 令和6年度に、町内の事業所や学校などに、グリーンカーテンを設置した団体

**応募期間** 8月1日(木)～9月30日(月)【必着】

**応募方法** 応募用紙に必要事項を記入し、設置状況の写真（2～3枚程度）を添えて環境課窓口または郵送・Eメールで応募

**応募用紙配布場所** 環境課窓口（町ホームページからダウンロード可）

**審査方法** 部門ごとに提出書類、写真により審査

**結果公表** 入賞した応募者には、個別に連絡します。審査結果は、「広報すぎと」と町ホームページにてお知らせします。

**表彰等** 応募者全員に記念品を贈呈するほか、入賞した作品には賞状および副賞を贈呈します。

## グリーンカーテンにチャレンジする皆さんへ、ゴーヤの苗を配布します！

**日時** 6月10日(月)～21日(金) 9時～17時  
**配布場所** 環境課（環境センター）  
**対象** 50世帯（町内在住の方に限ります）  
**配布** 1世帯あたりゴーヤ苗2本  
※配布数量に達し次第、終了させていただきますので、予めご了承ください。

## ☆ グリーンカーテンの効果 ☆

アサガオやゴーヤなどのつる性植物を窓側に繁茂させると、日陰を生み出し室温の上昇が抑えられます。また、植物の間を通り抜ける風が冷やされ、家の中を快適にすることができます。

昨年度の入賞作品

《見る・知る・学べる》3R推進講座  
夏休み親子で自由研究「3Rでゴミを減らそう」

問合せ 環境課 廃棄物担当 ☎ (38) 0401

町では「3R」の普及啓発を図るため、県より講師を招き、小学校の夏季休業中に小学生とその保護者を対象として、3R推進講座を開催します。

**日時** 7月26日(金) 13時30分～15時30分

**場所** 杉戸町コミュニティセンター

**対象** 町内在住の小学3～6年生とその保護者

**内容** 夏休みの自由研究として、ごみの現状と減量化について親子で学びます。

**定員** 20組（申込順）

**申込** 7月19日(金)までに環境課（環境センター）窓口または電話

～きれいな川は家庭から～  
合併処理浄化槽の設置費用を補助します

問合せ 環境課 環境保全担当 ☎ (38) 0401

川の汚れの約7割は、家庭からの生活排水が原因と言われています。下水道に接続していないご家庭で、し尿のみを処理する単独浄化槽から、し尿および生活雑排水を処理する合併処理浄化槽へ転換すると、家庭からの生活排水の汚れを約8分の1まで減らすことができます。

町では、河川などの水質汚濁を防止し生活環境の保全を図るため、既存の単独処理浄化槽および汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する方に、予算の範囲内で補助金を交付します。

## 補助金交付額（※高度処理型浄化槽の場合）

5人槽 1基につき704,000円限度

7人槽 1基につき746,000円限度

10人槽 1基につき858,000円限度

※各交付額には処分（撤去）費6万円、配管費20万円を含む

## 補助金対象外

- ・下水道法の事業計画の許可を受けた区域内に設置する場合
- ・新築または建築確認を必要とする改築に伴い設置する場合
- ※一部例外がありますので、詳しくはお問合せください。

## 補助申請

随時受付

※補助制度を利用する場合は、必ず事前に環境課へご相談ください。

※詳細は、町ホームページ（右QRコード）をご覧ください。



## あき地の適正な維持管理をしましょう

問合せ 環境課 環境保全担当 ☎ (38) 0401

あき地の維持管理は所有者の義務です。

周辺の方々に影響が及ばないように、維持管理をお願いします。所有するあき地に雑草や雑木が伸びていると、以下のような問題が起こる可能性があります。

- ① ゴミの不法投棄の温床に
- ② 火災や火元になる危険性
- ③ 害虫や悪臭が発生する可能性
- ④ 交通事故や犯罪発生の原因に

## 【草刈機の貸出】

町では、あき地の適正な管理を促進するため、あき地の所有者または管理者に対し、肩掛け式草刈機の貸出を行っています。貸出を希望される場合は、事前に担当までご連絡ください。

**対象** 町内のあき地の所有者または管理者

**費用** 無料（燃料費などの使用に要する費用は自己負担）

**貸出場所** 環境センター

**持ち物** 本人確認ができるもの

※自身での草刈や樹木剪定が困難な場合は、専門業者に依頼して維持管理をしてください。